

地域森林計画は、知事が、全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別に5年ごとに10年を一期として樹立する計画で、県の森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画の樹立に当たっての指針となるものです。三重県には4つの森林計画区があり、令和2年度は北伊勢地域森林計画を樹立します。

地域森林計画は森林法第5条に掲げられた事項について定めるものとされており、次の①から④までの事項の計画量については、全国森林計画から各森林計画区に割り当てられた目標数量の上下20%の範囲内とする必要があります。

①伐採立木材積(主伐) ②人工造林・天然更新別の造林面積 ③間伐立木材積 ④保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

## 前計画からの主な変更点

### ○実行結果及び計画量(実行結果:P21~P23 計画量:P79~P84)

実行結果(H28~R2)	計画		実行		実行歩合		計画と実行についての検討	計画量(R3~R7)	
1)伐採立木材積(総数)	520	千m <sup>3</sup>	352	千m <sup>3</sup>	67.7	%	木材価格の低迷や需要の落ち込み等による林業活動の停滞	557	千m <sup>3</sup>
主伐(①)	133	千m <sup>3</sup>	63	千m <sup>3</sup>	47.4	%		159	千m <sup>3</sup>
間伐(③)	387	千m <sup>3</sup>	289	千m <sup>3</sup>	74.7	%		398	千m <sup>3</sup>
2)人工造林・天然更新別の造林面積(②)	768	ha	193	ha	25.2	%	1mあたりの単価高騰による単年度の実施数量の減少	907	ha
3)間伐面積	8,585	ha	4,038	ha	47.0	%		7,171	ha
4)林道の開設又は拡張の数量							概ね計画通りに実施		
開設	16.2	km	1.0	km	6.2	%		8.0	km
拡張	21	箇所	9	箇所	42.9	%	49	箇所	
5)保安施設の数量							想定より被災箇所が減少したこと等による実行箇所の減少		
(1)保安林の指定又は解除の面積(④)	29,212	ha	29,568	ha	101.2	%		30,023	ha
6)治山事業の実施	35	地区	24	地区	68.6	%		18	地区

### ○県が目指す林業・森林の姿(P25~P27)

「三重の森林づくり基本計画2019」の策定と三重県の林業・森林の政策状況をふまえて、改めて記述内容を整理しました。

- ・森林環境譲与税の導入や森林経営管理法の施行を受け、経営管理が行われていない森林に対して、市町による森林整備等を実施できるようになったことから、市町の事業推進を支援するため、県としての取組等について記載しました。
- ・森林環境教育と木育について、今後、「森林教育」として双方の取組をより一体的に実施していくため、「みえ森林教育ビジョン」を定め、その方向性を改めて整理したことから、県としての今後の取組について記載しました。

### ○計画の対象とする森林の区域(P29)

市町別の森林面積は、鈴鹿市の「12ha」増加、桑名市の「63ha」減少などを含めて、総数で「232.71ha」減少し、「78,419.78ha」となっています。